平成３０年（フ）第１８１号
川崎市川崎区小田４丁目７番５号
債務者　村辺　康博
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
川崎市中原区市ノ坪682番地　ヴェルデ市ノ坪　103
債務者　秋元　孝満
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９８号
川崎市高津区二子２丁目16番19―301号　多摩川スカイハイツ
債務者　渡邊　　正
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１３号
川崎市多摩区登戸384番地　もとざかやハイツ　202
債務者　墨野倉一枝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
東京都調布市国領町５―31―１　医療法人社団大和会多摩川病院　（住民票上の住所）川崎市多摩区菅野戸呂９番８号　カサヴェールⅢ　106
債務者　楠本　輝美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２５号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番15―203号
債務者　富岡　　満
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４１７号
名古屋市港区辰巳町35番20号　ソレイユ東海通　201号
債務者　大須賀千恵
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９４号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅12棟204号
債務者　有田　優子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３２０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―1125、前住所京都市山科区日ノ岡朝田町43番地１　グランコート御陵１―203
債務者　兼光　正孝
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３３号
京都市西京区上桂前田町50番地１　桂グランドハイツ701号室
債務者　橋本　雄治
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３８号
京都市西京区御陵北山町11番地の16
債務者　池上　功也
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５２号
京都府久世郡久御山町中島沖ノ内69番地３、前住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮98番地　グレセントＹＹＵ―Ⅱ520号
債務者　西田　　望
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３６０号
京都府久世郡久御山町島田堤外２番地24　スカイコーポ久御山Ｂ棟105号
債務者　森下　　洋
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０３号
京都市右京区梅津段町20番地３
債務者　岡崎秀群こと　ＷＯＮＧ　ＳＡＵ　ＫＨＵＡＮ
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２６号
京都市南区吉祥院中河原里西町40番地１
債務者　上原　　寛
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４５２号
京都市左京区浄土寺下南田町52番地19、前住所京都市左京区田中上大久保町５番地　ニュー高野ロイヤルハイツ501号室
債務者　**西**村　映美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係